

不法就労等外国人対策について

平成22年3月5日
警 察 庁
法 務 省
厚 生 労 働 省

警察・法務・厚生労働の三省庁は、これまで相互の協力を深めながら有効かつ適切な不法滞在・不法就労外国人対策を積極的に推進してきた。

平成15年12月に全閣僚を構成員とする「犯罪対策閣僚会議」が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、不法滞在外国人問題は、我が国の治安に重大な悪影響を与えているとの認識から、5年間で不法滞在外国人を半減させることを重点課題の一つとして掲げたことを受け、翌16年から政府が一丸となって「不法滞在外国人を5年間で半減させ、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて各種の取組みを行った。

その結果、平成20年12月末までに不法滞在者をほぼ半減させることができたが、我が国には、依然として多数の不法滞在者が存在している。また、一方では、我が国に入国・在留するための手段として、正規滞在者を装って不法に就労等する偽装滞在事案が発生し、その手口が悪質・巧妙化するなど、不法就労等外国人を巡る状況は大きく変化している。

このため、平成20年12月、政府は「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」を策定し、「新たな在留管理制度による不法滞在者等を生まない社会の構築」を掲げ、また、平成21年12月には「人身取引対策行動計画2009」を新たに策定し、総合的・包括的な人身取引対策として「不法就労対策を通じた人身取引の防止」等を掲げているところである。

そこで、警察庁、法務省及び厚生労働省の三省庁は、これらの課題について、より一層の連携強化を図ることとし、下記事項に重点を置いて悪質・巧妙化する不法滞在・不法就労外国人対策への取組みを強力に推進していくこととする。

記

- 1 就労活動を巡る偽装滞在事案の取締りの強化
- 2 不法滞在者等の摘発の強力な推進と各種悪質事案の取締りの強化
- 3 事業主団体等に対する行政指導及び啓発活動の強化
- 4 不法就労外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換
- 5 不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的实施

不法就労等外国人対策の具体的内容

1 就労活動を巡る偽装滞在事案の取締りの強化

- 警察，入国管理局による合同摘発の推進及び労働局による強制捜査等の連携の強化
- 警察及び入国管理局による偽装滞在を助長する偽装結婚，不法就労助長及び人身取引に係る事犯等の取締りの強化と人身取引被害者の保護
- 入国管理局による悪質なブローカー，雇用主及び偽装滞在者の警察に対する積極的な告発・通報

2 不法滞在者等の摘発の強力な推進と各種悪質事案の取締りの強化

- 警察及び入国管理局の合同摘発による連携強化
- 警察及び入国管理局による入管法第65条の積極的な活用
- 悪質な外国人犯罪に対する厳正な刑事処分

3 事業主団体等に対する行政指導及び啓発活動の強化

- 都道府県等を単位とする警察，入国管理局及び労働局による事業主団体等に対する説明会の開催
- 関係機関の連携による外国人雇用状況届出の履行の徹底と不法就労防止のための事業主に対する指導の促進

4 不法就労外国人及び悪質なブローカー・雇用主等に関する緊密な情報交換

- 警察庁，法務省及び厚生労働省による各第一線機関での情報交換の実施状況のフォローアップ
- 雇用対策法第29条に基づく厚生労働省から法務省への情報提供

5 不法就労防止に向けた国内及び海外広報の積極的実施

- 警察，入国管理局及び労働局等による広報・啓発活動の推進
- 不法滞在者の自発的な出頭を促すための出国命令制度等の積極的な広報活動の推進